

第1部 総説

第1章 県勢の概要

● 熊野灘沿岸地区

日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。

● 志摩地区

結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、52種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾

岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島および熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類(サンショウウオ目)は7種、無尾両生類(カエル目)は15種が知られています。国の特別天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。

伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミシジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、現在は図1-3のとおり、藤原河内谷自然環境保全地域など5地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図1-3のとおり国立公園2か所、国定公

第1部 総説

第1章 県勢の概要

園2か所、県立自然公園5か所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

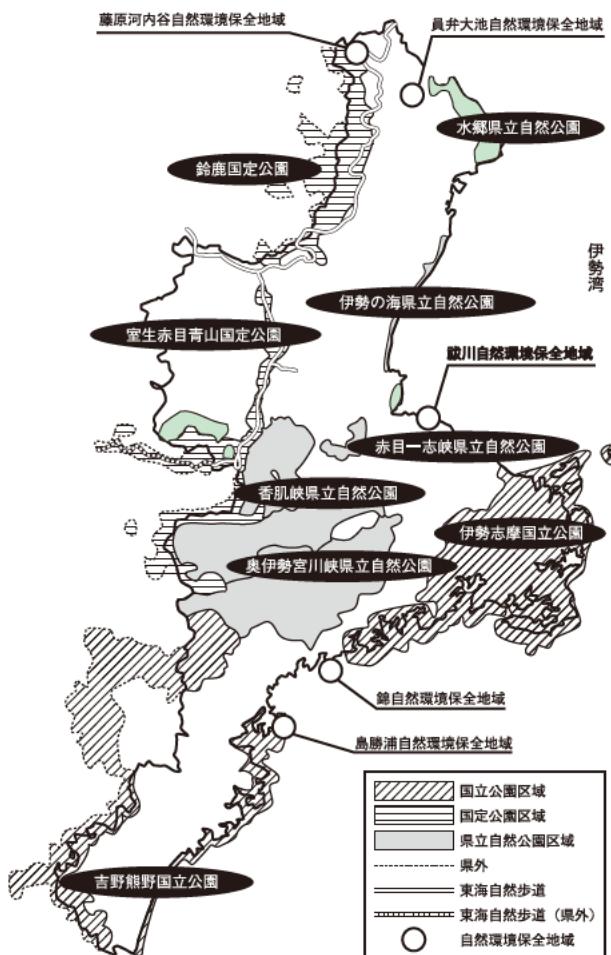


図1-3 自然公園・自然環境保全地域の指定状況

6 森林

平成29(2017)年度末における森林面積は372,336haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%となっています。なお、平成29(2017)年度末の民有林の森林蓄積量は、74,676千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、間伐等の保安林の改良整備を実施するなど、適切な保全・管理を図っています。

第1節 国内外の情勢

平成27(2015)年9月の国連総会において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境、経済、そして社会に関する様々な課題を令和12(2030)年に向けて統合的に解決する強い意思が共有されました。

日本国内では、政府はSDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、平成28(2016)年5月に内閣総理大臣を本部長とした「SDGs推進本部」を設置するなどの基盤整備に取り組んでいます。また、事業者、教育機関、NGO・NPO、行政といった多様な主体によるSDGs達成に向けた取組が次第に広がりを見せており、今後もさらにSDGsの取組は普及し深化していくと考えられます。

気候変動対策に関しては、平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持することや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることについて、国連気候変動枠組条約全加盟国が参加する国際枠組みが史上初めて合意されました。平成28(2016)年5月に開催された主要7カ国(G7)による伊勢志摩サミットでは、気候変動やエネルギーについても議論され、パリ協定については「平成28(2016)年内に早期発効する」という目標が「G7伊勢志摩首脳宣言」に盛り込まれ、その後、平成28(2016)年11月に採択から1年以内という早さでの発効を実現しました。

日本については、令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出を平成25(2013)年度比26%削減の水準にするとの中期目標を掲げるとともに、長期的目標として令和32(2050)年までに80%の削減をめざすこととしています。

また、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動影響による被害の防止や軽減等を図る気候変動適応の取組を促進するため、平成30(2018)年12月1日に気候変動適応法が施行されました。今後は、これまで気候変動対策の中核的な対策であった緩和策(温室効果ガス排出量の削減や植林

等による吸収源の整備等)を引き続き推進していくとともに、気候変動に対して自然生態系や経済・社会システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する、あるいは温暖化の好影響を増長させるような適応策についても積極的に推進していくことが求められています。

さらに、近年、資源循環を巡る国際的な動きも活発化しています。平成28(2016)年5月15～16日に開催されたG7富山環境大臣会合においては、国際的な協調のもとで資源効率性の大幅な向上が不可欠であることなどが確認され、「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。この「富山物質循環フレームワーク」の推進については、直後の平成28(2016)年5月25～26日に三重県志摩市で開催された主要国首脳会議の「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や3Rに関する取組の推進は、国際的な大きな潮流となりつつあります。

また、日本国内では、平成30(2018)年、循環型社会形成推進基本法(平成12(2000)年公布)にもとづき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。同計画においては、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上が重要であるとの認識の下、重点的な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の促進等の方向性が掲げられ、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策が示されています。

生物多様性の保全については、平成4(1992)年に採択された生物多様性条約(CBD : Convention on Biological Diversity)(平成5(1993)年12月29日、発効)や、平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された、2010年以降の新たな世界目標となる「戦略計画2011-2020(愛知目標)」等を通じて自然と共生する世界をめざした取組が推進されています。

また、平成31(2019)年3月に開催された国連総会においては、令和3(2021)年から令和12(2030)年までを期間に、気候変動危機、食糧安全保障、水供給、生物多様性の強化のため、劣化または破壊された生態系を回復する取組を大規模に拡大することを目的とした「国連生態系回

第1部 総説

第2章 環境問題の動向

復の10年(The UN Decade on Ecosystem Restoration)」が採択されています。

日本国内では、平成24(2012)年9月に、「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けてロードマップ、東日本大震災をふまえた今後の自然共生社会のあり方が示されました。さらに平成28(2016)年11月には、自然生態系の有する防災・減災機能等の活用やグリーンインフラ等の新たな取組をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」が公表されました。

また、昨今、海洋プラスチックごみ問題(プラスチックごみが海に流出し、海岸の利活用や漁業への影響だけでなく生態系への影響も懸念されている問題)が深刻化していることから、世界的に様々な取組が進められているところです。

令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットにおける首脳宣言では、新たな海洋プラスチック汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、日本政府は、それをふまえ、廃棄物管理、海洋ごみの回収などの技術推進のために途上国における能力強化を支援する「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」も発表し、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備等を支援していく旨を表明しました。

これに先立ち、日本国内では、令和元(2019)年5月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」をふまえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

第2節 三重県の動向

三重県では、これまで、四日市公害への取組における硫黄酸化物等の「総量規制」や環境影響評価(環境アセスメント)、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や廃棄物の減量など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方で、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、三重県の環境の保全に関する取組の基本的方向を示す「三重県環境基本計画」をはじめ、「三重県地球温暖化対策実行計画」や、「みえ生物多様性推進プラン」などの個別計画による取組を進めています。

平成8(1996)年には「生活排水処理アクションプログラム(平成28(2016)年6月に同計画を改訂)」を策定し、平成25(2013)年3月には「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の策定、平成25(2013)年12月には「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定を行いました。また、平成27(2015)年3月には「三重県災害廃棄物処理計画」を策定し、被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめました。さらに、東海三県一市が連携した伊勢湾総合対策協議会では、国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を推進しています。

平成28(2016)年3月には、「三重県廃棄物処理計画」を策定し、これまでの廃棄物の3Rと適正処理を進めるとともに、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するほか、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。

自然環境に関しては、人びとの暮らしの変化とともに自然への人の関わりが変わり薄れたことにより、里地里山里海や森林の生態系の公益的機能

の劣化、獣害の発生、広葉樹の立ち枯れの発生が起こっています。さらに、外来生物種の侵入・定着・分布拡大などにより、地域固有の生物種の局所絶滅や個体数の減少などが課題となってきています。また、平成23(2011)年9月に発生した紀伊半島大水害など、大規模な豪雨災害が頻発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。

そのため、平成28(2016)年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン(二期目)」や、平成31(2019)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2019」を推進していくとともに、平成26(2014)年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。また、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27(2015)年7月には「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

また、現在、県民の皆さんの不安を払拭するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例の制定に向けて検討を進めているところです。

これらの計画等を基本としながら、三重県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者やNPOなど、さまざまな主体による自然環境の保全と活用のための自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図っていきます。

第3章 環境政策の指針

第1節 三重県環境基本条例

三重県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例(以下「基本条例」という。)を平成7年(1995)年3月に制定しました。

平成25(2013)年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、基本条例を改正し、これに基づき循環型社会、低炭素社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

第2節 三重県環境基本計画

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、平成9(1997)年6月に「三重県環境基本計画」を策定(平成16(2004)年6月に同計画を改訂)し、環境の保全に取り組んできました。

平成24(2012)年には、東日本大震災後に明らかとなったエネルギー問題をはじめ、生物多様性の保全の必要性など、社会状況や環境の変化に対応するため、新しい「三重県環境基本計画」を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県の状況をふまえた上で、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までの10年間について、長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、推進計画(アクションプラン)を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

平成30(2018)年度における、推進計画(アクションプラン)の数値目標と進捗状況は、表3-2-1のとおりです。

なお、「三重県環境基本計画」については、近年のSDGs、気候変動対策、プラスチック対策など環境をとりまく状況の変化等に対応するため、現在見直しを進めているところです。

第3章 環境政策の指針

施策体系

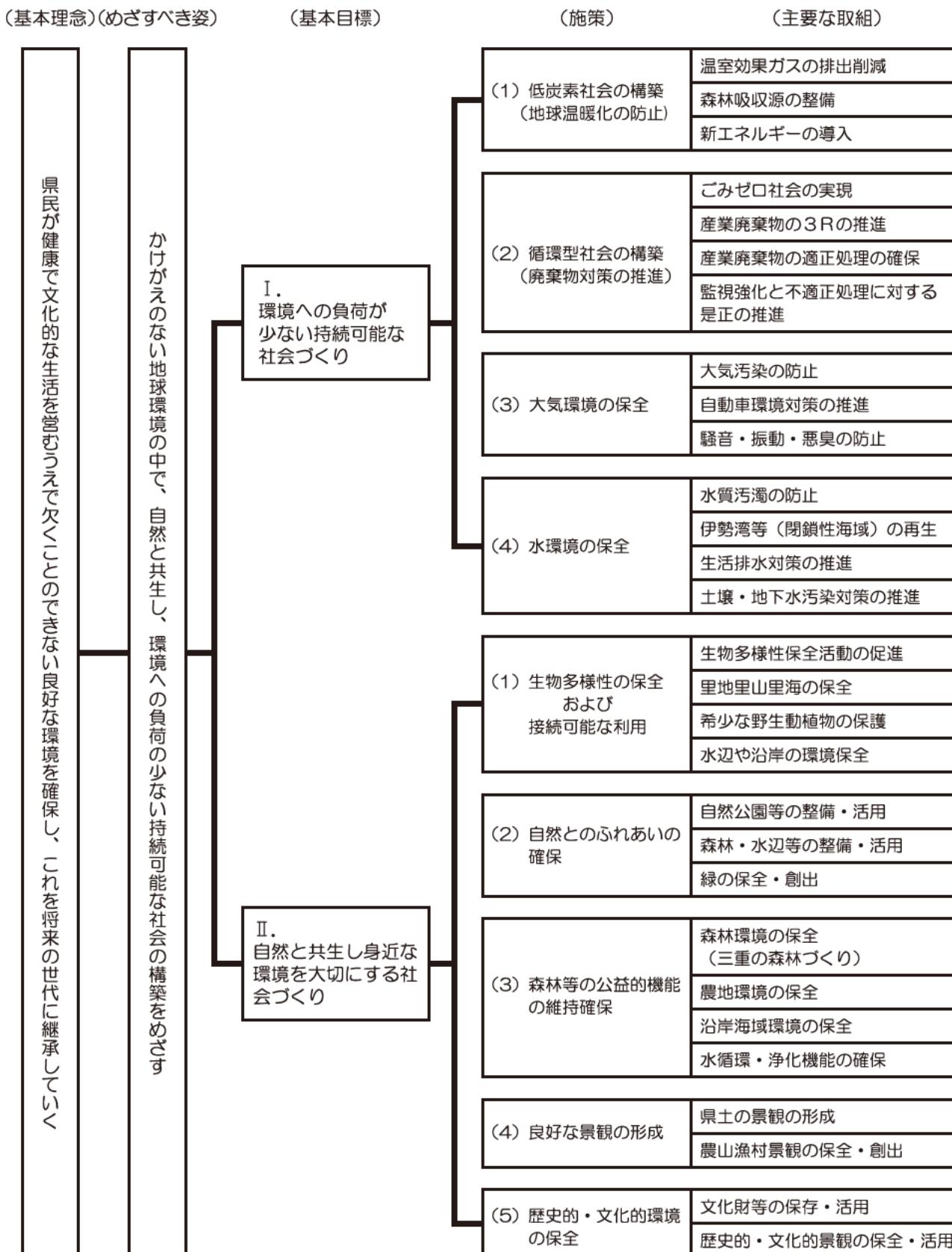


図3-2-1 三重県環境基本計画の施策体系と施策内容

第1部 総説

第3章 環境政策の指針

表3-2-1 三重県環境基本計画第二次推進計画（アクションプラン）における取組の指標の進捗状況

	施策	数値目標項目	単位	令和元 (2019)年度	平成27 (2015)年度	平成30(2018)年度		
				目標値	現状値	目標値①	実績値②	目標達成状況 (②/①)
持続可能な社会がつくりたい 環境への負荷が少くない	1 低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 ※1	千t-CO ₂	1,119	1,144	1,134	1,114	1.00
	2 循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)	廃棄物の最終処分量 ※1	千t	270	309	277	331 (速報値)	0.84
	3 大気環境の保全	大気環境に係る環境基準の達成率	%	100	100	100	100	1.00
	4 水環境の保全	水環境に係る環境基準の達成率	%	95.7	94.3	92.9	85.7	0.92
大切にすむ共生し身近な環境を 自然との共生づくり	1 生物多様性の保全 および持続可能な利用	自然環境の保全活動団体数	団体数	84	76	82	83	1.00
	2 自然とのふれあいの確保	自然とのふれあい体験の満足度	%	80.0	69.9	77.0	78.9	1.00
	3 森林等の公益的機能の維持確保	公的森林整備面積	ha	2,000	2,775	2,000	1,823	0.91
	4 良好的景観の形成	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数（累計）	件	18	15	16	16	1.00
	5 歴史的・文化的環境の保全	文化財情報アクセス件数	件/年	228,000	202,960	222,000	223,327	1.00
仕組みづくり・実現に向けた基盤づくり		環境教育参加者数 (三重県環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数)	人	34,000	29,873	34,000	34,101	1.00
		指導者養成講座受講者数 (三重県環境学習情報センターが実施する講座への参加者数)	人	1,500	1,601	1,500	2,049	1.00
		環境保全のための調査研究成果の還元	件	7	4	7	7	1.00

※1 目標項目が減少をめざすものなので、目標達成状況の計算式の分子と分母を逆にし、目標値①を実績値②で割って(①/②)計算しています。

第4章 三重県の環境政策の方向

県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのさまざまな主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、本県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、自然環境の大切さを理解し行動に結びつけていけるよう、さまざまな主体による環境の保全と活用のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをより的確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

1 低炭素社会の構築

「三重県地球温暖化対策実行計画」や三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、大規模事業所の地球温暖化対策計画書制度、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）等により事業者の自主的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進するとともに、地球温暖化防止活動推進員等による県民向け普及啓発や、環境学習情報センターによる環境学習を通じ、県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進を図ります。

また、地域での省資源・省エネルギーの取組や環境教育といった低炭素なまちづくりの取組を市町等と連携して進めるとともに、地球温暖化による気候変動への適応についての取組も進めることで、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざします。

2 循環型社会の構築

平成28(2016)年3月に策定した「三重県廃棄物処理計画」に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、枯渴性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品ロスの削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を進めます。また、一般廃棄物に関しては、ごみ処理システムが効率的なものとなるよ

う市町に対し技術的な支援を行うとともに、産業廃棄物の3Rや適正処理の推進について、排出事業者責任を一層徹底するため、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を進めます。

なお、現行の「三重県廃棄物処理計画」の計画期間が令和2(2020)年度までであることから、今後、次期計画の検討を進めていきます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止に努め、初期段階での機動的な対応を進めため、市町等との連携を図り、引き続き監視・指導を徹底していきます。また、産業廃棄物の不適正処理事案等については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。4つの不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、産廃特措法という。）」に基づく国の支援を得て、行政代執行による是正を進めます。

3 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、法令に基づく指導を行うとともに工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話をを行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域内においては、令和2(2020)年度末までの対策地域全体での環境基準確保に向けて、実態把握調査と同法に基づく対策を継続しながら、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量の削減に取り組んでいきます。

4 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底します。伊勢湾の水質改善については、水質総量削減計画等に基づき工場等からのCOD、窒素、リンの汚濁負荷量の削減により、水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策については、本県のマスタートップランである「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」が平成

第4章 三重県の環境政策の方向

27(2015)年度に目標年度を迎えたことから、平成28(2016)年6月に新たなアクションプログラムを策定しました。このプログラムに沿った下水道、集落排水施設および浄化槽等の施設整備を進めます。

伊勢湾の再生に向けては、国を含めた関係自治体等で平成29(2017)年6月に策定した「伊勢湾再生行動計画(第二期)」を関係者との連携のもと着実に推進します。また、この取組の一環として平成20(2008)年度から、さまざまな主体が連携・協力して、海岸・河川等の清掃に取り組んでいる「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大を図ります。

海岸漂着物対策については、伊勢湾流域圏の東海三県一市で連携し、本県がリーダーシップを取り、広域的な連携・協力による発生抑制対策を進めます。

5 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2015」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や地域の活動団体、企業等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、野生鳥獣による農林水産業等への被害対策として、増えすぎた野生鳥獣の適正な捕獲や狩猟を進めます。

6 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然歩道等の整備・維持管理を行っていきます。

7 森林等の公益的機能の維持確保

平成31(2019)年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政、企業などが互いに協働しながら、さまざまな主体による森林づくりを促進し、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざした森林づくりを進めています。

また、森林法や三重県水源地域の保全に関する条例等、関係する法令の適正な運用を通じて、森林の公益的機能の維持確保に努めます。

さらに、中山間地域等直接支払制度をはじめと

する事業を活用し農地の保全を図るとともに、漁場等において藻場・干潟の保全・再生を推進するなど、公益的機能の維持確保に向けた取組を進めています。

8 良好的景観の形成

「三重県景観計画」等に基づく届出制度を適切に運用するとともに、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在県内9市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとしています。また、農山漁村の景観保全のために、多面的機能支払等により、農業者やさまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

9 歴史的・文化的環境の保全

文化財のうち、特に重要なものが国・県指定文化財として保護されており、その保全と活用を推進します。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国史跡斎宮跡等の歴史・文化遺産が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して保存に努めます。

第5章 平成30年度における環境分野のトピックス

トピックス

「三重県気候変動影響レポート2018」

～いま始まる適応への挑戦～

平成30(2018)年は、6月から7月にかけて北半球を異常な熱波が襲い、世界各地で最高気温を更新し、灼熱の荒野で知られるアメリカのデスバレーでは52℃に達しました。

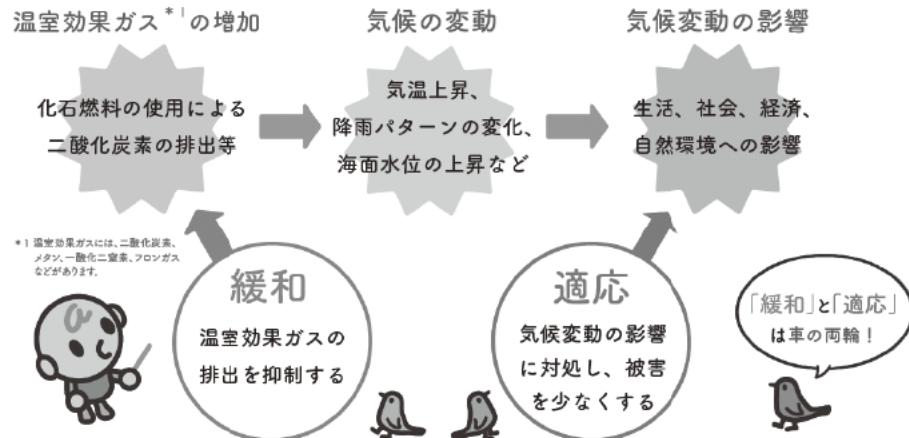
日本では、7月に埼玉県熊谷市で国内最高気温の41.1℃となり、県内においても、7月に桑名市で観測史上最高気温となる39.7℃を記録するなど、連日の猛暑となりました。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は第5次評価報告書において、「気候システムの温暖化は疑う余地がなく、20世紀の温暖化の支配的な要因は、人の活動による可能性が非常に高い」と述べています。

また、平成30(2018)年7月11日の国際連合の安全保障理事会において、アミナ・モハメド副事務総長は、「温暖化は急激に進み、その脅威は今や現実のものとなった。それは単なる環境問題ではなく、世界の安全保障と不可分に関連するまでになってきた」と発言しています。

本県では、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減により、地球温暖化の進行を抑える「緩和」に努めていますが、既に県内でも気候変動が原因と思われる影響がみられています。

温室効果ガスの排出削減の取組を行っている間も気候変動の影響が生じるため、これに対応していく「適応」という考え方が必要であり、平成30(2018)年12月には気候変動適応法が施行され、緩和とともに、適応にも取り組むことが重要となっています。適応は健康や暮らしの安全を通じて、より豊かな社会を実現していく取組でもあります。



出典：パンフレット 気候変動への「適応」（環境省 気候変動適応情報プラットフォーム）

このレポートは、県内の気候変動の状況や影響についてまとめるとともに、適応の取組についても記載しています。

県民や事業者の皆様には、一層の省エネルギーや再生可能エネルギーの活用等に取り組んでいただくとともに、県内の気候変動の現状やその影響について理解を深め、適応の取組につなげていただきたいと考えています。

<主な内容>

- 地球温暖化対策
- 地球温暖化と気候変動の状況
- 気候変動影響とその適応
- 将来の気候変動の予測



第5章 平成30年度における環境分野のトピックス

トピックス

「その海岸ごみ、捨てたのはアナタカモ！」

～ 海岸漂着物問題の啓発映像～

海岸漂着物の発生抑制の取組として、三重県、愛知県および岐阜県にお住いの方に広く海岸漂着物問題を啓発することを目的とした30秒のPR映像を制作し、平成30(2018)年11月23日から東海三県の映画館で上映するとともに、インターネット動画サイトによる配信を行いました。

伊勢湾の海岸には、毎年たくさんのごみが流れています。これら海岸漂着物の中には、ペットボトルやレジ袋など、人の生活によって出る身近なごみも多く含まれています。そして、それはあなたが捨てたものなのかもしれません！

- 三重県、愛知県、岐阜県の映画館で海岸漂着物問題を啓発するCM（シネアド）を上映
三重県 H30.11.23～H31.2.21（13週間） 2館で全スクリーン上映 計 201,165人動員
愛知県 H30.11.23～H30.12.6（2週間） 1館で作品指定上映 計 21,545人動員
岐阜県 H30.11.23～H30.12.6（2週間） 1館で作品指定上映 計 7,800人動員
- 三重県、愛知県、岐阜県のエリアでインターネット動画サイトにより配信
H31.1.1～H31.1.31（1か月）期間中約30万回再生
＊三重県のホームページに掲載中（<http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1002700003.htm>）
- 三重テレビにおいて30秒CMを放送
H30.12.28～H31.1.3（1週間）21回放送

三重県インターネット放送局



トピックス

不法投棄の未然防止等にかかる取組

県内における不法投棄を未然に防止するためには、県民の方々の関心と理解を広げるよう、広報・啓発活動を続けていくことが必要です。

本県では、以下のような活動を実施しました。

1 不法投棄監視ウィークの取組

5月30日から6月5日までを「不法投棄監視ウィーク」とし、初日に関係機関参加のもと出発式を行い、不法投棄防止活動に積極的に取り組む団体（亀山市地区衛生組織連合会）に不法投棄パトロール用品を配布しました。

また、同日県内大型店舗で啓発物品配布を行いました。



出発式



啓発物品配布

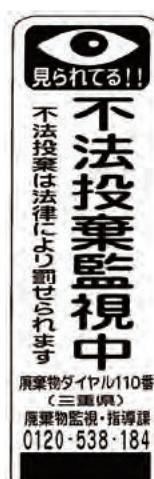
2 ラジオ・テレビ放送の活用

不法投棄等不適正処理の防止を呼びかけるため、FM三重によるラジオ放送や、三重テレビ（データ放送、県政チャンネル）を活用し、啓発を行いました。

3 電柱広告（新たな取組）

不法投棄等不適正処理の抑止効果および発見時の即時通報を広く周知するため、平成31(2019)年1月から、幹線道路沿いや山間部に繋がる道路にある電柱への広告設置を行いました。設置は今後、3年間継続する予定です。

設置数：桑名 10、四日市 12、鈴鹿 11、津 12、
松阪 19、南志 14、伊賀 6、紀北 11、紀南 5
(計 100箇所)



トピックス

平成30年7月豪雨で発生した災害廃棄物の処理に関する支援

梅雨前線の停滞による記録的な大雨により、平成30(2018)年7月5日から8日にかけて西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫による浸水、斜面の土砂崩れ、土石流による被害などが同時多発的に発生しました。

本県は、全国知事会を通じた支援要請を受け、広島県安芸郡熊野町および広島県へ「災害廃棄物処理スペシャリスト人材」を派遣し、大量に発生した災害廃棄物の処理業務を支援しました。

1 広島県安芸郡熊野町への支援

全国知事会を通じた対口支援により、熊野町からの要請を受け、災害廃棄物処理の支援を行うため災害廃棄物処理スペシャリスト人材(県職員)を延べ6名派遣しました(H30.7.14～H30.8.26)。

派遣先では、災害廃棄物仮置場の分別に関する助言、「災害廃棄物処理実行計画」の策定支援、災害補助金申請をふまえた業務発注方法の助言等を行い、派遣終了後も「災害廃棄物処理実行計画」の改定、補助金申請等に係る相談に対応しました。



仮置場の様子



執務室での様子

2 広島県への支援

全国知事会からの派遣依頼を受けて、災害廃棄物処理の支援を行うため、災害廃棄物処理スペシャリスト人材(県職員)を延べ2名派遣しました(H30.11.9～H31.3.31)。

派遣先では、広島県が事務委託を受けた坂町の災害廃棄物処理委託業務、災害補助金申請等に係る被災市町等への助言を行いました。



仮置場の様子



災害査定の様子

(参考) 災害廃棄物処理スペシャリスト人材

災害廃棄物に関する座学、ワークショップ、被災地での実地研修、図上演習等を含む「災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座」の受講生および過去の災害廃棄物処理に関する実務経験者(県もしくは市町職員)。

トピックス

食品廃棄物を循環利用する取組

本県では、食品資源の循環利用を推進するエコフィード(※)を用いた「ECO畜産物」の生産に取り組んでいます。

その取組の一つとして、平成29(2017)年度から鈴鹿市の清水清三郎商店株式会社の「作(ざく)」の生産により発生する酒粕に着目し、三重県畜産研究所において豚への給与可能性試験を実施しました。平成30(2018)年度にその結果をもとに同市にあるヤマザキファーム(養豚業者)とのマッチングを行い、新商品「作豚(ざくぶた)」が平成30(2018)年12月から発売されることとなりました。

試験結果では、酒粕を肥育豚に与えることにより生産性や肉質に悪い影響は見られず、脂肪を形成する脂肪酸組成割合でパルミチン酸を含む飽和脂肪酸割合が高くなる傾向が見られました。このことにより、若干、豚肉脂肪の融点が高くなり、しまりがよくなります。

本取組は、本来廃棄物として排出される酒粕を同市内で飼料として有効利用するという地域循環共生圈形成の一つのモデルとなっており、今後も食品廃棄物を循環利用する取組を促進していきます。



清水清三郎商店から発生する酒粕



作豚



畜産研究所における給餌の様子

※エコフィードとは

食品残さ等を有効活用した飼料のこと。環境に優しい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ(eco)と飼料を意味するフィード(feed)を合わせた造語。

トピックス

四日市市大矢知・平津事業の対策工事の一部が完成

四日市市大矢知・平津町地内において、産業廃棄物処理業者が、過去に許可面積・容量を大幅に超えて埋め立てを行い、生活環境保全上の支障のおそれがあることから、平成25(2013)年度から県が行政代執行により支障除去等対策の工事を実施しています。

支障除去等対策は、主に、①廃棄物の飛散・流出防止対策、②雨水の浸透抑制対策、③雨水排水対策からなり、現在、令和4(2022)年度の完了に向け工事を進めています。

平成25(2013)年度から着手した支障除去等対策の工事は順調に進捗しており、平成30(2018)年度末までに、県道四日市員弁線側の調整池①、中溜池側の調整池②、染み出し抑止工および管理用道路が完成しました。

令和元(2019)年度は、西水路側において、染み出し抑止工、調整池③および管理用道路の整備を進めます。

事業の実施にあたっては、環境のモニタリング結果に関するリスク管理表および現場見学会を通じて、地元・学識経験者・県・市からなる4者協議による情報共有を行いながら、地元の皆様の安全・安心の確保に努めています。



(大矢知・平津事業の全景 平成31年1月撮影)



(平成31年3月に完成した中溜池側の染み出し抑止工の施工状況 平成29年4月撮影)

トピックス

伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020に基づく取組

本県では、地域の活動団体や環境省、関係市町、観光事業者等と連携し、平成28(2016)年12月に策定した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」に基づき、ナショナルパーク化に向けた取組を進めています。

1 伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020

本プログラムでは、取組のコンセプトとして、「悠久の歴史を刻む伊勢神宮 人々の営みと自然が織りなす里山里海」を掲げるとともに、

- ① 上質な展望環境および快適な利用環境の整備
- ② 観光資源の磨き上げによるストーリー性をもった質の高い自然体験等の提供
- ③ 人々の営みと自然が織りなす優れた景観の保全

の3つの視点から、魅力ある公園づくりに向けた取組を推進していくこととしています。

2 地域と一体となった取組

伊勢志摩国立公園の美しい自然や歴史・文化を将来にわたって守っていくため、地域の方が国立公園の価値を再認識し、国立公園に住んでいることに意義と誇りを持っていただけるよう、国立公園の保全や活用に継続的に取り組まれている方を表彰する「石原円吉賞」を伊勢志摩国立公園協会と連携して創設し、表彰式を行いました。

また、平成30(2018)年2月に設立された伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会と連携し、エコツーリズムを核とした持続可能な観光地域づくりに向けた検討を行いました。



石原円吉賞 表彰式

3 快適な利用環境の整備

外国人利用者の利便性を高めるため、ビューポイントである登茂山園地や安乗埼灯台、答志島において、展望デッキや多言語化案内看板等の整備を進めました。なお、鵜倉園地の展望台では、皇學館大学の学生グループ「伊勢志摩国立公園学生部会～あばぱい」企画のインスタミートが開催されるなど、今後もさまざまな活用方法が期待されます。



登茂山展望台と英虞湾



鵜倉園地の見江島展望台とハートの入り江

<国立公園満喫プロジェクト>

平成28(2016)年7月、伊勢志摩国立公園が、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルの実施箇所に選定されたことを受け、同年9月に関係市町や観光関係団体、交通事業者、環境省、県などを構成員とした「伊勢志摩国立公園地域協議会」が設立されました。

本協議会では、世界水準のナショナルパーク化に向けた議論を重ね、同年12月に、具体的な取組内容を記載した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定しました。

第5章 平成30年度における環境分野のトピックス

トピックス

みえ生物多様性推進プランに基づいた自然環境保全の取組

三重県では、豊かな自然環境を保全するため、「みえ生物多様性推進プラン」に掲げた3つの重点方針「みんなで学びあおう」、「うまく利用しよう」、「守り、創りだそう」に沿った取組を進めています。

1 みんなで学びあおう －普及啓発－

生物多様性保全を進める上で基盤となる「みんなで学びあう」ための取組として、さまざまな普及啓発に注力しています。

平成30(2018)年度には、自然観察会や小・中・高等学校での出前授業や環境保全活動の実施、環境関連イベントでのパンフレットなどの配布やポスターコンクールの開催により普及啓発を行いました。

また、国の天然記念物で絶滅危惧種の淡水魚ネコギギについて調査研究に取り組んできた私立鈴鹿高等学校が、第72回野生生物保護功労者表彰で環境大臣賞を受賞しました。



第72回 野生生物保護功労者表彰において環境大臣賞を受賞した鈴鹿高校自然科学部の生徒たち
(写真提供：鈴鹿高校)

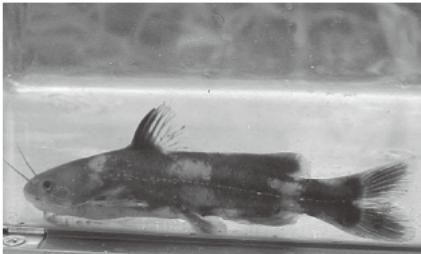
2 うまく利用しよう －開発との調整－

自然資源を「うまく利用する」ための取組として、近年増加している太陽光発電施設の設置などの開発行為について、生物多様性保全との調整を図りながら、関係事業者への適切な助言等を行いました。

また、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物のうち、特に保護する必要がある種について「三重県指定希少野生動植物種」として32種を指定して生物多様性の保護に努めています。



シロチドリ



ネコギギ



シデコブシ

【三重県指定希少野生動植物種(抜粋)】

3 守り、創りだそう －活動支援－

生物多様性を「守り、創り出す」活動を支援する仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を平成28(2016)年度に構築しました。

県では、生物多様性保全の活動を行っている団体や行政等と自然環境の保全に貢献したいと考えている企業とのマッチングを行うことで、協働での取組を進めています。

平成31(2019)年3月28日には、三重県指定希少野生動植物種である淡水魚のカワバタモロコの保護について、さまざまな主体と連携を進めるため、三交不動産株式会社、株式会社鳥羽水族館、国立大学法人三重大学および三重県の4者で協定を締結しました。

今回の協定締結で「みえ生物多様性パートナーシップ協定」は6件目となりました。

